

Rotary

奉仕しよう みんなの  
人生を豊かにするために

Serve To Change Lives



国際ロータリー 第2550地区

宇都宮東ロータリークラブ会報

<http://www.ri2550uerc.gr.jp/>

会 長 倉 井 章

幹 事 渡 邊 和 裕

会報・雑誌委員長 原 賢一

例会場 宇都宮市大通り2-4-6 ホテルニューイタヤ

例会日 毎週火曜日(12:30~)

事務局 ホテルニューイタヤ内 宇都宮東ロータリークラブ TEL.028-638-5125 FAX:5128

通算2953号 2022年5月24日(晴れ) 第41回例会 会員数115名

## ハイブリッド例会

点 鐘 倉井 章会長  
司 会 副SAA 山下会員

◇ロータリーソング「我等の生業」

※マスクを着用し、心の中で斉唱

◇持帰り弁当 前菜 煮物 焼物 麻婆豆腐  
チキン南蛮 炊込み御飯

ビジター紹介 加藤会長エレクト

◇(卓話講師) 宇都宮地方裁判所

刑事部 判事 村田千香子様



会長挨拶 倉井 章会長

皆様、こんにちは。新型コロナウイルス感染症は、長い間下げ止まりの状態が続いておりますが、県内において、昨日は1月16日以来の100人台となり170人でした。今後の減少を願いたいと思います。

22日(日)に、浅草の三社祭が開催され、3年ぶりに神輿の「宮出し」が行われ、その後、神輿は台車に乗せられ浅草を回り、最後に神輿を担いで境内に戻す「宮入り」が行われました。担ぎ手はマスクをしているものの、威勢の良い掛け声が響いておりました。地元に於きましても、これから夏に向け二荒山神社の天王祭、宮まつりなどがありますが、今年は3年ぶりになんとか開催できることを期待したいと思います。

今日はDRCのワインのお話をしたいと思います。『DRC』とは【Domaine de la Romanee-Conti】の頭文字を取ったもので、有名な“ロマネ・コンティ”を生産しているヴォーヌ・ロマネ村にあるドメヌ(生産者)の名前です。今や、世界的に最高レベルのワインと評されるようになった“ロマネ・コンティ”ですが、その歴史はローマ時代

にまでさかのぼり、2000年以上の歴史を持ちます。

現在DRCでは、赤ワインの“ロマネ・コンティ”“ラ・ターシュ”“リシュブール”“ロマネ・サン・ヴィヴァン”“グラン・エシェゾー”“エシェゾー”、白の“モンラッシェ”があります。

中世の頃、ロマネ・コンティとロマネ・サン・ヴィヴァンの大部分の畑は「サン・ヴィヴァン修道院」が所有し、リシュブールやラ・ターシュの一部は「シトー修道院」の所有でした。その後、これらの畑は競売にかけられることになり、所有権をめぐるルイ15世の寵姫ポンパドール夫人と、軍事顧問的な役割を担っていたコンティ公との間で争奪戦が行われ、1760年、正式にコンティ公が所有者と認められています。争いに敗れたポンパドール夫人の怒りは激しく、この事件以降、ベルサイユ宮殿から全てのブルゴーニュワインを閉め出したと伝えられているほどです。

コンティ公は、40人もの愛人を囲い、贅の限りを尽くしたと言われている人物です。絵画や食事への造詣も深く、いつしかワインにも最高級のもの求めるようになりました。「ロマネ」と呼ばれる畑から作られたワインは、全てコンティ公が独占することとなり、コンティ公宮殿でしか味わえない伝説的なワインとなっていきます。

その後、1789年にフランス革命が勃発。貴族の荘園がすべて没収され、ロマネ・コンティも名前の変更・畑の細分化の危機に見舞われますが、ローマ時代から続く歴史あるブドウ畑は人々の崇拜を集めており、革命後もその名声は変わることなく維持されました。1794年、このワインは正式に『ロマネ・コンティ』と命名され、ここに“高級ワインの代名詞”として現在にまで伝わるロマネ・コンティが誕生しました。

ブルゴーニュの他の作り手がどうやってもDRCに敵わないのは、ヴォーヌ・ロマネ村のトップ・クラスの特級畑をほとんど全て、中でもロマ

ネ・コンティとラ・ターシュは100%、ロマネ・サン・ヴィヴァンはそのほとんど、リシュブールとグラン・エシェゾーは最良部と、素晴らしい畑を持っていること、そしてぶどうの栽培・収穫・醸造のコストを全く気にしない最良の方法で行っていること、この2つが理由となっています。収穫では、毎年100人以上の熟練した摘み手が集まってきましたが、彼らの報酬は他のドメヌより数段高い水準になっており、摘み取ったぶどうは摘み手が背負っている籠に、1kg～2kgまで入れられ、籠を地面に置くことは許されないそうです。また、最高級の新樽を100%使用するなど、DRC独特の方法です。DRCの中でも私のお勧めは、ラ・ターシュです。今では一本何十万のワインですが、機会がありましたら味わっていただきたいワインです。

本日は、ゲスト卓話です。宇都宮地方裁判所 裁判官 村田千香子様より裁判員制度のお話をして頂きます。裁判員制度は、平成21年5月21日に始まっており、国民の中から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度です。会員の中にも実際に選ばれた方もいらっしゃると思います。

本日も、最後まで宜しくお願い致します。

◇R財団より表彰

<PHF>

門倉 秀夫会員

藪下 行平会員

<マルチプルPHF>

山本 修一会員 (2回目)

<メジャードナー (大口寄付者)>

高野藤房会員 (レベル3)



※寄付累計50,000ドルに達し、クリスタル&記念品が贈呈されました。



幹事報告

渡邊和裕幹事

◇2022-23年度のロータリー手帳が届く。受付にあるので希望者はお持ち帰りを。

◇ガバナー事務所より2023～24年度ロータリー一年交換学生募集要項が届く

派遣国：アジア、アメリカ、欧州等

応募資格：1. 栃木県内に居住または県内の高

校等に在学している1年生及び2年生、中学3年生2. 保護者の承諾、学校長とロータリークラブの推薦を得られる者。

締切り：2022年7月20日(水) 必着。

※応募のある方は事務局まで。

◇スマイルボックス委員会 手塚委員長  
塚越淳史会員

とあるゴルフコンペで優勝しました。とても嬉しかったのと、優勝してスマイルしてみたかったのでスマイルします。

地区研修・協議会の報告 塚越次年度幹事  
先週の地区研修・協議会でまだ報告していなかった青少年奉仕部門より報告いただきます。

青少年奉仕部門 野添次年度副幹事 (代理出席)

5月8日に行なわれました地区研修・協議会の青少年奉仕部門に出席いたしました。

・青少年交換プログラム

2019年度から今年度までは交換留学が中止となっていました。次年度からは再開予定です。コロナのために2年間中止となっていました。各国の指導に基づいて、PCR検査や隔離期間など遵守しての再開となりますので、今後の動向によっては中止になる可能性もあります。また、5月8日時点での交換留學生の状況ですが、8月17日から5名が来日する予定です。受入學生の来日は8月17日で、日本語勉強会は18～21日に、ここホテルニューイタヤにて行う予定です。

・RYLA

一般RYLAセミナーですが、11月12～13日の1泊2日コンセーレ宇都宮にて行う予定です。例年は定員50名程度ですが、今回は30名程度にて開催予定です。

・インターアクト

インターアクトクラブですが、2019年～活動できていない状況であります。次年度から活動を再開して行く予定です。また、各クラブにインターアクトを提唱していただき、よりよいクラブ運営をしていただきたいと思います。とのことでした。

「3分間スピーチ」

小林正明会員



今日の3分間スピーチを担当することになりました小林です。皆さんもご存知の通り、私は親子会員の子の方でございます。ロータリーとの付き合いは父に次いで長いと自負

しております。というのも、今のパルコの跡地にマスクンがありました。マスクンでの家族クリスマス会に出席したことが、一番最初のロータリーの思い出になります。そこで、割り箸を持ってバンドの指揮のまねをしたことを鮮明に覚えております。

私が38歳で入会した時は、5年ほど最年少会員でした。年齢層が高く、会に出席してもあまり面白くない、というのが当時の正直な感想でした。ただ、地区へ出向させていただいたり、ローターアクトをやっていたという経験から、青少年関係の委員会をお任せいただいたりしました。地区のローターアクト委員長を仰せつかった時は、毎年、全国ローターアクト研修会が行なわれ、九州から北海道まで、ローターアクトの友人が沢山できました。彼らの中にはロータリアンになっている方もおります。友人が沢山できたこと、全国のあちこちに行けたことが、今の生活に対して糧になっております。現在は、地区の米山奨学会、次年度は選考委員長に仰せつかっています。社会生活に役に立つような、そういったことが少しでも出来ればと考えています。

私はロータリーが、良い人になりたい、自分を高めたいと、少しでも考えられる場になればいいなと思っています。某パストガバナーの方に言われたことがあります。「ロータリーは偉い人の集まりではなく、偉くなりたい、或いは役に立ちたい人の集まりなのだ」ということを教わった気が致します。

※次回3分間スピーチは清水秀修会員



## 卓 話

「裁判員制度の概要」

宇都宮地方裁判所

刑事部 判事 村田千香子様



本日は、「あなたが裁判官に選ばれたら」と題しまして、裁判員制度の概要について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

－ パワーポイントにて説明 －

裁判員制度とは、重大な刑事事件について、一般の方から選ばれた裁判員と裁判官が、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にする

か(量刑)一緒に決めて行く制度です。ひとつの事件について裁判員が6名、裁判官が3名で進められます。平成21年5月から始まりました。導入された理由ですが、従来は専門家中心の刑事裁判が行なわれておりましたが、「難しい」「何をやっているのか分からない」といった声があり、そこで、裁判員と裁判官と一緒に刑事事件を担当する、裁判員と裁判官のコラボレーションを計りました。より身近で信頼できる刑事裁判を目指している、というところがございます。

刑事手続きの流れを簡単にご紹介いたします。まず、事件が発生すると警察、検察で捜査を行います。犯人が特定され起訴されると、裁判所が事件に関与することになります。裁判員裁判の場合は、検察官や弁護人のそれぞれの主張や証拠の整理をする公判前整理手続きがあります。裁判員選任手続きが行なわれ、裁判員が選任されますと、ここから法廷に場をうつします。冒頭手続きが行なわれ、起訴状の読み上げや、被告人、弁護人の意見等確認をします。その後、証拠調べ手続きで証拠物や証拠書類を見たり、証人や被告人の話を聞いたりします。最後に、弁論手続きが行なわれ、一旦法廷での審理は終了です。そして、評議・評決ということで、証拠調べの内容などに基づいて、裁判員と裁判官とで話し合いが行なわれ、結論を決めていきます。結論が出ますとまた法廷に戻り、被告人に対して判決を宣告するという手続きになります。

裁判員の仕事ですが、まずは公判への出席(法廷で、証人尋問などの証拠調べや当事者の意見を聞く)。次に評議・評決(評議室で、有罪か無罪か、有罪のときは、量刑を話し合う。意見が一致しないときは多数決)。そして最後に、判決宣告の立ち会いです。

※写真にて、宇都宮裁判所 法廷内の紹介

対象となる事件ですが、一定の重大な犯罪に関する刑事事件を裁判員裁判で行なうことになっております。例として、殺人、強盗致死傷、傷害致死、現住建造物等放火などです。

裁判員に選ばれる人は、原則として、衆議院議員の選挙権がある人で、有権者(18歳以上)から、くじで無作為に選ばれます。例外が法律に定められており、欠格事由(一般に裁判員になれない人:有罪判決を受けている等)、就職禁止事由(裁判員の職務に就くことができない人:司法の専門家等)、事件に関係する不適格事由(その事件について裁判員になれない人:被告人本人、被害者、親族等)、その他の不適格事由(不公正な裁判をするおそれがある等)があります。

辞退事由ということで、辞退が認められる理由として、幾つか法律に定められています。70歳

以上の人、地方公共団体の議会の議員（会期中のみ）、学生・生徒、過去5年以内に裁判員・検察審査員等を務めたことがある人、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことがある人です。また、やむを得ない理由で、裁判員の職務を行なうことや裁判所へ行くことが困難な人も定められております。例えば、重い病気・怪我、妊娠中・出産の日から8週間まで、同居の親族の介護・養育をしている、重い病気の治療を受ける親族の通院等への付き添い、妻や子のお産への付き添い、住所が裁判所から遠く出頭が困難、父母の葬式など、自らが処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれのある重要な用事、裁判員の職務を行なうことにより、自己又は第三者に身体上・精神上・経済上の重大な不利益が生じると認めるに足りる相当な理由、等です。

裁判員の選任方法ですが、裁判員に選ばれるまでは、3回のくじがあります。具体的な流れについてお話します。まず最初に、前年11～12月頃に裁判員候補者名簿が作られます。これは、衆議院議員の選挙人名簿の中からくじ（1回目）で選ばれます。そして、翌年1年間の間に裁判員になる可能性がある、ということを知ります。令和元年を例に見ますと、栃木県の裁判員候補者名簿に3,900人の方が登録されました。約420人に1人です。また、定型的な辞退事由や参加困難な月などお伺いする調査票も送り、「難しい」と辞退が認められますと候補者から除かれます。裁判員裁判が行なわれることが決まりますと、その6週間前頃に、事件ごとに候補者名簿の中から、くじ（2回目）で裁判員候補者が選ばれます。選ばれますと、何月何日に裁判所に来て下さい、という選任手続き期日のお知らせ「呼出状」と「質問

票」が届きます。栃木県で1,700人程度（一事件当たり100人前後）の方が選ばれます。約1,000人に1人です。質問票では具体的な辞退事由等を伺い、そこで辞退が認められれば候補者から除かれます。選任手続きの当日、裁判員候補者として残った方に裁判所に来ていただき、そこで裁判員を選ぶ手続きが行なわれます。質問票などで辞退が認められなかった方や、当日に初めて辞退を希望した方には、その場で具体的な事情をお伺いします。最終的に残った裁判員候補者の中からくじ（3回目）が行なわれ、裁判員6名と補充裁判員として通常2名ほど選びます。補充裁判員は裁判員に欠員が出た場合に繰り上がっていただく方で、最初から全ての審理に立ち会います。裁判員に選ばれるのは約14,000人に1人、選任率は約3.0%となります。

最後に簡単なQ&Aを用意いたしました。

- ・法律の知識がなくても大丈夫？  
－日常生活と同じ判断で大丈夫。
- ・裁判は時間がかかるのでは？  
－できる限り短期間で終わるように工夫します。  
※裁判員裁判の審理にかかる平均日数は全国で13.8日。事件によってだいぶ変わる。
- ・仕事を休むと不利益を受けるのでは。  
－法律上、不利益な扱いを禁止しています。
- ・守秘義務って？  
－公開の法廷で見聞きしたことや、裁判に参加した感想を話すことは問題ありません。評議の秘密、裁判員の職務にあたり知った秘密、被害者のプライバシーや裁判員の個人情報等、漏らしてはいけません。

以上、裁判員制度の概要についてお話いたしました。裁判所でお会いしましょう。